

避難者に係る市区町村等の対策現況（アンケート結果）と課題について〔量的な課題に関する事項の抜粋〕【概要】

分類	質問項目	結果概要
避難所における避難者収容力の不足の現状		
避難所における避難者収容力の不足の現状	1 都 4 県の避難者収容可能人数	1 都 4 県全体の避難者収容可能人数は、一次避難所で約 901 万人、二次避難所で約 42 万人である。
	東京都における一次避難所の避難者収容力(東京湾北部地震)	東京湾北部地震の場合 ¹ 、一次避難所における収容力は、東京都区部の自区内避難に対して約 58 万人分不足し、都区部内での広域避難を考えても約 47 万人分不足する（特に、葛飾区・江戸川区をはじめとする区部東部、南部を中心に不足）。なお、東京都全体にわたる広域避難が可能であれば充足する。 1 東京湾北部地震(M7.3、冬 18 時発災、風速 15m/s のケース)における1日後の避難所生活者数と避難所収容可能人数(照会結果)を基に過不足を計算
	東京都における一次避難所の避難者収容力(プレート境界多摩地震)	プレート境界多摩地震の場合 ² 、一次避難所の耐震化状況を考慮した東京都区部における避難者収容力は、自区内避難に対しては約 18 万人分不足する(東京湾北部地震と同様の傾向であるが、区部での不足度合いは比較的小さい)が、区部全体にわたる広域避難が可能であれば充足する。 また、多摩の場合、自市町村内避難に対しては約 1.5 万人分不足するが、多摩全体にわたる広域避難が可能であれば充足する。 2 プレート境界多摩地震(M7.3、冬 18 時発災、風速 15m/s のケース)における1日後の避難所生活者数と避難所収容可能人数(照会結果)を基に過不足を計算
	避難者 1 人当たりの避難所収容面積	避難所における1人あたりの収容面積は、都県によって最大で約 2 倍の差がある。特に、東京都では1人あたりの収容面積が小さい。
	避難所の耐震化の状況	耐震性のある一次避難所の割合は、神奈川県で 8 割、東京都区部・島嶼部で 7 割、その他は 5 割前後である。東京湾北部地震で震度 6 強が発生する東京都区部などでは、耐震性のない避難所を中心に被害が発生する可能性があり、避難所収容力がさらに不足するおそれがある。
	避難所の耐震化状況を考慮した場合の 1 都 4 県の避難者収容可能人数	耐震性のない避難所は、震災時には避難所としての機能が低下する可能性があり、耐震化状況を考慮した 1 都 4 県全体の一次避難所の避難者収容可能人数は、東京湾北部地震(M7.3)の場合で約 888 万人、プレート境界多摩地震(M7.3)の場合で約 894 万人となる(なお、一次避難所がすべて活用できた場合の収容可能人数は約 901 万人)。
	避難所の耐震化状況を考慮した場合の東京都における一次避難所の避難者収容力(東京湾北部地震)	東京湾北部地震の場合 ¹ 、一次避難所の耐震化状況を考慮した避難者収容力は、東京都区部の自区内避難に対して約 63 万人分不足し、都区部内での広域避難を考えても約 52 万人分不足する。なお、多摩地域を含めた広域避難が可能であれば充足する。 1 東京湾北部地震(M7.3、冬 18 時発災、風速 15m/s のケース)における1日後の避難所生活者数と避難所収容可能人数(照会結果)を基に過不足を計算
	避難所の耐震化状況を考慮した場合の東京都における一次避難所の避難者収容力(プレート境界多摩地震)	プレート境界多摩地震の場合 ² 、一次避難所の耐震化状況を考慮した東京都区部における避難者収容力は、自区内避難に対しては約 19 万人分不足するが、区部内での広域避難が可能であれば充足する。 また、多摩の場合、自市町村内避難に対しては約 1.6 万人分不足するが、近隣市町村への避難が可能であれば充足する。 2 プレート境界多摩地震(M7.3、冬 18 時発災、風速 15m/s のケース)における1日後の避難所生活者数と避難所収容可能人数(照会結果)を基に過不足を計算

分類	質問項目	結果概要	
避難所及び応急住宅の供給について			
避難所生活者数の早期低減	応急危険度判定による従前住宅の利用促進	応急危険度判定の需要量想定の実施状況	応急危険度判定すべき建物の需要量が把握されているのは、東京都区部で26%であるが、その他は2割以下である。
		応急危険度判定士の派遣受入計画の検討状況	応急危険度判定士の円滑な活動の前提となる具体的な派遣受入計画を検討しているのは、神奈川県で55%、東京都区部で39%、その他は2割以下である。
		応急危険度判定マニュアル等の作成状況	応急危険度判定士の円滑な活動の前提となるマニュアル等を作成しているのは、東京都区部で65%、神奈川県で42%、東京都多摩で23%、その他は2割以下である。
		応急危険度判定に関する住民への普及啓発資料の作成・配布状況	応急危険度判定に関する住民への普及啓発資料を作成して配布しているのは、東京都区部で26%、神奈川県で12%、その他は数%程度である。
	帰省・疎開の奨励・あっせん	疎開等に対する取り組み実施状況	災害時相互支援協定や姉妹都市相互応援協定等により、被災者の被災地外への疎開等を検討しているのは、東京都区部で57%、神奈川県・東京都多摩・埼玉県で2割前後、その他は数%程度である。
避難所以外の既存施設の活用による供給拡大	公的施設・民間施設の活用	ホテル・旅館等における収容人数	ホテル・旅館等の活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している自治体における収容人数は、1都4県全体で約43,000人であり、東京都区部における避難者収容不足分(避難所を全て活用できた場合;約47万人分の不足)の約1/10である。
		ホテル・旅館の活用の地域防災計画への位置付け	ホテル・旅館の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、神奈川県で33%、東京都区部で26%、その他では1割未満である。
	ホテル・旅館、公的宿泊施設の活用	公的宿泊施設の活用の地域防災計画への位置付け	公的宿泊施設の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、神奈川県で2割、東京都多摩・島嶼部・埼玉県で1割、その他では数%程度である。
		民間の研修所・保養所の活用の地域防災計画への位置付け	民間の研修所・保養所の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、神奈川県で27%、その他では数%程度である。
		その他施設の活用の地域防災計画への位置付け	その他施設の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、茨城県南部で28%、神奈川県で18%、その他で1割以下である。
屋外避難への支援	屋外でのテント等の活用	天幕・テント等の収容人数	天幕・テント等の活用を地域防災計画で位置づけている、あるいは計画・検討している自治体における収容人数は、1都4県全体で約66,000人(市区町村備蓄・調達29,300人分、千葉県調達550人分、東京都調達36,000人分)であり、東京都区部における避難者収容不足分(避難所を全て活用できた場合;約47万人分の不足)の14%である。
		天幕・テント等の活用の地域防災計画への位置付け	天幕・テント等の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、東京都区部で4割、埼玉県・東京都多摩で3割、その他で2割程度である。
避難所不足地域から他地域への避難者の移動	近隣地域の避難所の利用	近隣他地域の避難所利用の地域防災計画への位置付け 近隣他地域の避難所利用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、東京都区部で57%、東京都多摩で47%、埼玉県で34%、神奈川県で24%、その他で2割以下である。 例えば、東京都では、近隣他地域の避難所利用を都が地域防災計画で位置付けているが、区部の約半数が地域防災計画で位置付けていない。	

分類		質問項目	結果概要
応急住宅需要の低減	応急修理等による従前住宅への復帰	応急修理の需要量想定の実施状況	応急修理の対象となる需要量を把握している市区町村の割合は数%程度である。
		応急修理に係るマニュアル等の作成状況	応急修理に係るマニュアル等を作成している市区町村の割合は、東京都区部で22%、神奈川県で15%、その他で1割以下である。
		応急修理制度に関する住民への普及啓発資料の作成・準備	応急修理制度に関する住民への普及啓発資料を作成・準備している市区町村の割合は、数%以下である。
		応急修理のための人材確保の働きかけ	地元の工務店などに応急修理のための人材確保を働きかけている市区町村の割合は、神奈川県で12%であり、その他では数%以下である。
応急住宅の早期供給	公的な空き家・空き室の活用(公営住宅等)	公的な空き家・空き室の提供戸数	公的な空き家・空き室の活用を地域防災計画で位置づけている、あるいは計画・検討している自治体における提供可能戸数は、1都4県全体で約2,000戸(市区町村営住宅等約1,100戸、県営住宅(埼玉県135戸、千葉県620戸、神奈川県200戸))である。
		公的な空き家・空き室利用の地域防災計画への位置付け	公的な空き家・空き室の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、東京都区部で57%、神奈川県で52%、東京都多摩で50%であり、その他では3割以下である。
	民間の空き家・空き室の活用(民間賃貸住宅等)	民間の空き家・空き室活用の地域防災計画への位置付け	民間の空き家・空き室の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、東京都区部で57%、神奈川県で45%、東京都多摩で37%、埼玉県で30%、その他では1割以下である。 宅地建物取引業協会等との協定は一般に都県が行っており、市区町村は都県経由で民間の空き家・空き室の提供を受けることが可能である。ただし、そのことを認識している市区町村は非常に少ない。
		応急仮設住宅建設用地の確保	事前の候補箇所選定の有無にかかわらず、必要面積が確保できると考えている自治体は、茨城県南部、埼玉県、千葉県、東京都多摩では5割以上であるが、東京都区部では2割弱である。
	応急仮設住宅の早期提供	応急仮設住宅建設可能用地	応急仮設住宅の建設可能用地を把握していない自治体も多い。 応急仮設住宅の建設可能用地について把握している市区町村においては、1都4県全体で約1,600ヘクタールであり、応急仮設住宅1戸あたり約80㎡(阪神・淡路大震災の実績)と仮定すると、約20万戸に相当する。
			一方で、これらの建設可能用地は、瓦礫の仮置場や他の用途等で利用する可能性があり、必ずしも応急仮設住宅の建設にのみ使用できるとは限らないことに留意する必要がある。 都県と(社)プレハブ建築協会との間では、応急仮設住宅の建設に関する協定が結ばれており、首都圏が被災した場合に全国から被災地に供給できる応急仮設住宅の量は、1戸当たり29.7㎡(2.3人世帯用の標準面積)換算で、1ヶ月以内に8,800戸、3ヶ月以内に4万4千戸、6ヶ月以内に12万2千戸とされている。
		応急仮設住宅の設置場所	応急仮設住宅の設置場所としては、全体的には、避難所や広域避難場所に指定されていない公共の空きスペース(運動公園等)を考えている自治体が多く、次いで広域避難場所に指定されている空きスペースが多い。